

令和8年度

葛飾区見本市補助事業のご案内

この制度は、区内中小企業（製造業）が生産・加工する工業製品を広く区内外へPRし、その製品の販路拡大を図るため、見本市を実施する工業団体、もしくは見本市に参加する工業団体または企業に対し経費の一部を補助するものです。

申請期間

令和8年4月1日から令和9年2月26日まで（必着）

※年度末（3月）、年度初め（4月）に開催される見本市への出展を検討の場合は、事前にご相談ください。会期が年度をまたぐ（3月～4月）見本市については補助対象外となります。

補助額

受付順で予算の範囲内とし、主催の場合は年1回。出展の場合は1企業年3回。

【見本市主催補助額】 補助対象経費の**2分の1**、上限額**100万円**（千円未満は切り捨て）

【見本市出展補助額】 補助対象経費の**2分の1**、上限額**30万円**（千円未満は切り捨て）

※海外で開催される見本市に出展する場合、初回の申請は上限額**45万円**（千円未満切捨て）

通算2回目以降は上限額**22.5万円**（千円未満切捨て）

※オンラインで開催される見本市に出展する場合、初回の申請は上限額**30万円**（千円未満切捨て）

通算2回目以降は上限額**15万円**（千円未満切捨て）

申請資格

- 1 中小企業基本法第2条に規定する製造業※を営む中小企業で、区内に主たる事業所を有するものが10社以上加盟している区内工業団体
 - 2 中小企業基本法第2条に規定する製造業※を営む中小企業で、区内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる企業
 - 3 前年度の法人住民税、個人事業主の場合は葛飾区の特別区民税（区外在住の場合は葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税）を滞納していないこと。
 - 4 国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
- ※製造業とは一般的に工場等を所有し、自社で製造を行っているものをさします。製品の企画や設計のみを自社で行い、生産を外部に委託している場合は対象外です。

対象事業

次に掲げる区内工業製品のPRを目的とした事業で、販売が主でないことが対象事業となります。

【工業団体に対する補助事業】

- (1) 工業団体が主催または共催により、見本市を実施する場合
- (2) 工業団体の属する連合会等が主催する見本市にその工業団体が参加する場合
- (3) 以下①または②の見本市に工業団体が参加する場合
 - ①国や自治体主催または後援をする見本市
 - ②収容人数1,000人以上の大規模展示会場で実施される見本市
- (4) 過去に実地での開催実績を持つ見本市がオンライン上で開催されるものに工業団体が参加する場合

対象となる展示会場の例

東京ビッグサイト
東京国際フォーラム
幕張メッセ
パシフィコ横浜
インテックス大阪 など。

【一般企業に対する補助事業】

- (1) 以下①または②の見本市に企業が参加する場合
 - ①国や自治体主催または後援をする見本市
 - ②収容人数1,000人以上の大規模展示会場で実施される見本市
- (2) 過去に実地での開催実績を持つ見本市がオンライン上で開催されるものに企業が参加する場合

対象経費

※消費税および地方消費税相当分は除く

【見本市を工業団体が主催（又は連合会等が主催するものに参加）する場合】

- ・見本市の会場使用料
- ・見本市の開催に係る設営費用
- ・見本市へ出品する製品の運送料、展示に要する備品の借上げ費用、見本市の開催に要した電気料、見本市の開催に係るチラシ作成費等の広告費用

【見本市に工業団体または企業が出展する場合】

- ・見本市への出展に係る展示場所の使用料
- ・見本市への製品の運送料、展示場所の設営委託に係る費用、展示に要する備品の借上げ費用、出展時に使用した電気料、見本市の出展に係る広告等の印刷費用、見本市の主催者に対して支払う広告費用

【オンライン見本市に工業団体または企業が出展する場合】

- ・オンライン見本市への出展に係る出展料

申請方法・書類

事業実施の1か月前までに必要な書類をそろえて申請してください。

※訂正箇所がある場合、原則差し替えでの対応となります。

- 1 見本市出展費補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 見本市出展事業計画書（第2号様式）
- 3 企業概要（第3号様式）
- 4 団体企業名簿（工業団体に限る）（第4号様式）
- 5 法人……前年度の法人住民税納税証明書
個人事業主…特別区民税納税（非課税）証明書（区外在住の場合は、特別区民税納税（非課税）証明書及び居住地の区市町村民税納税（非課税）証明書）※領収書は不可
- 6 個人事業主の場合、開業届の写しまたは直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し2年分
- 7 見本市の出展要項など概要が確認できるもの

補助金の交付

事業が完了した後、必要書類を提出し交付決定通知書に基づき交付いたします。

実績報告書の提出期限は令和9年3月31日までです。必要書類の提出がない場合は、補助金の交付ができません。

申請書

葛飾区ホームページでダウンロードできるほか、商工振興課で配布いたします。
提出は下記申請先に郵送またはお持ちください。

＼ 申請はテクノプラザかつしか2階の商工振興課への持参か、郵送でご提出ください ／

申請・お問合せ先

葛飾区 商工振興課 工業振興係

〒125-0062 葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか内

電話 **03-3838-5587**

FAX **03-3838-5551**

申請書類は葛飾区ホームページでダウンロード、または商工振興課で配布しております。



区ホームページ

Q ▼ 葛飾区 見本市 補助

検索